

申立添付書類等一覧表(家事受付センター)

名古屋家庭裁判所

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手	
第1	55項	不在者財産管理人選任	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	不在者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②不在者の戸籍附票 ③不在者財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士、司法書士の場合は、原則不要) ④不在の事実を証する資料(不在者の搜索願受理証明書、返戻された不在者宛ての手紙等) ⑤不在者の財産目録 ⑥不在者の財産に関する資料(不動産登記事項証明書、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)等) ⑦申立人の利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)、賃貸借契約書、金銭消費貸借契約書等) ⑧遺産分割目的の場合、相続人の範囲を明らかにするために必要な戸籍謄本(全部事項証明書)等	不在者1名につき 800円	82円×20 52円×8 10円×20
第1	55項	不在者財産管理人の権限外行為許可	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	①権限外行為となる事項の資料(遺産分割の場合は、遺産分割協議書案、相続人の範囲を明らかにするために必要な戸籍謄本等。ただし、不在者財産管理人選任申立て時に提出済みの場合は不要)	不在者1名につき 800円	82円×1 (ただし、審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)
第1	55項	不在者財産管理人に対する報酬付与	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	①不在者財産管理人の管理状況報告書、財産目録、不在者の財産に関する資料	不在者1名につき 800円	82円×1 (ただし、審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)
第1	56項	失踪宣告	不在者の従来の住所地又は居住地(法148 I)	①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票 ③失踪を証する資料(不在者の搜索願受理証明書、返戻された不在者宛ての手紙等) ④申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	不在者1名につき 800円	500円×2 310円×2 82円×28 52円×1 20円×4 10円×6

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	57項	失踪宣告取消し	失踪者の住所地(法149 I)	①失踪者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②失踪者の戸籍附票 ③失踪者の写真(正面全体, 顔正面, 顔両側面)4枚程度 ④申立人が失踪者以外の場合, 申立人の利害関係を証する資料(親族関係であれば戸籍謄本(全部事項証明書))	不在者1名につき 800円	500円×2 82円×15 52円×1 20円×2 10円×6
第1	58項	財産の管理者の変更	夫又は妻の住所地(法150②)	※もし, 申立前に入手が不可能な住民票等がある場合は, その住民票等は, 申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票 ③相手方の住民票又は戸籍附票 ④夫婦財産契約登記簿謄本(登記事項証明書) ⑤不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書)	申立書ごとに 800円	82円×10 10円×5
第1	59項	特別代理人選任(嫡出否認の訴えについてのもの)	子の住所地(法159 I)	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合, 子の出生証明書写し及び母の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書)が必要) ③特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票	子1名につき 800円	82円×5
第1	60項	子の氏変更許可	子(複数の子の申立てについては, そのうちの1人)の住所地(法160 I)	①申立人(子)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)(離婚の場合, 離婚の記載のあるもの)	子1名につき 800円	82円
第1	61項	養子縁組許可	養子となるべき者の住所地(法161 I)	①申立人(養親となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者が15歳未満の場合, 代諾者の戸籍謄本(全部事項証明書)	養子となる者1名につき 800円	82円×10 10円×5

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	62項	離縁許可(死後離縁)	申立人の住所地(法162 I)	①養親の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書)	養子又は亡養子1名につき800円 (ただし、亡養親又は養親が2名の場合は、1600円)	500円×2 82円×8 52円×1 20円×2 (養父母による申立ての場合) 500円×4 82円×8 52円×2 20円×4 10円×4
第1	63項	特別養子縁組の成立	養親となるべき者の住所地(164 I)	①養親となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子となる者の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書)	養子となる者1名につき800円	(実親複数の場合) 500円×6 82円×20 52円×3 20円×6 10円×5 (実親1名の場合) 500円×4 82円×20 52円×2 20円×4 10円×5
第1	64項	特別養子縁組の離縁	養親の住所地(165 I)	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子の実父母の戸籍謄本(全部事項証明書)	養子1名につき800円	(養親複数の場合) 500円×6 82円×20 52円×3 20円×6 10円×5 (養親1名の場合) 500円×4 82円×20 52円×2 20円×4 10円×5

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手	
第1	65項	特別代理人選任 (親権者と未成年者との利益相反行為)	子の住所地(法167)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④特別代理人候補者の住民票又は戸籍附票 ⑤利益相反に関する資料 【遺産分割協議の場合】 遺産分割協議書案, 不動産登記事項証明書, 固定資産評価証明書, 預貯金の残高証明書又は通帳等の写し等 【抵当権設定の場合】 契約書案(抵当権設定契約, 金銭消費貸借契約, 抵当権者が保証会社の場合は, 保証委託契約等), 不動産登記事項証明書 【根抵当権設定の場合】 契約書案(根抵当権設定契約, 基本契約, 金銭消費貸借契約, 根抵当権者が保証会社の場合は, 保証委託契約等), 不動産登記事項証明書 ⑥特別代理人候補者の承諾書	未成年者1名につき 800円	82円×8 10円×6 (ただし, 未成年者が1名増えるごとに82円×2を追加)
第1	66項	第三者が子に与えた財産の財産管理者の選任	子(複数の子についての申立ては, そのうちの1人)の住所地(法167)	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ④契約書写し又は遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)	子1名につき 800円	82円×10 10円×5
第1	67項 68項	親権の喪失, 停止又は管理権の喪失及びその取消し	子の住所地(法167)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②事件本人(親権者)の戸籍謄本(全部事項証明書)	子1名につき 800円 (ただし, 親権者2名の場合は, 1600円)	500円×2 82円×20 52円×1 20円×2 10円×6
第1	69項	親権又は管理権を辞し, 又は回復するについての許可	子の住所地(法167)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)	子1名につき 800円 (ただし, 親権者2名の場合は, 1600円)	82円×10 10円×5

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	86項	推定相続人の廃除	被相続人の住所地 (法188 I 本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地 (法188 I ただし書)	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>①生前の場合、申立人(被相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②遺言による場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ③廃除を求める推定相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ④遺言による場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ⑤遺言による場合で家庭裁判所の審判により選任された遺言執行者が申し立てる場合、遺言執行者選任の審判書謄本</p>	推定相続人1名につき 800円	500円×4 82円×10 52円×2 20円×4 10円×10
第1	88項	(推定相続人廃除又はその取消しの確定前に相続が開始した場合の)遺産管理人選任	推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあつては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所, その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあつてはその裁判所)(法189 I)	<p>①被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②遺産管理人候補者の住民票又は戸籍附票 ③遺産目録 ④利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料</p>	被相続人1名につき 800円	82円×10 10円×5

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	89項	相続の承認又は放棄の期間の伸長	<p>相続が開始した地(法201 I)</p> <p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ③伸長を求める相続人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>【配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)に関する申立ての場合】</p> <p>④被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤代襲者(孫, ひ孫等)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥死亡している直系尊属(伸長を求める相続人より下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖父の場合, 父母))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)に関する申立ての場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>④被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦代襲者(おいめい)が伸長を求める場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	<p>期間伸長の対象となる相続人1名につき 800円</p>	<p>82円×5 10円×5</p>

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	90項	(相続人による遺産の管理が困難な場合等の)相続財産管理人選任	相続が開始した地(法201 I)	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②被相続人の住民票除票又は戸籍附票</p> <p>③相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤相続財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士, 司法書士の場合は, 原則不要)</p> <p>⑥相続財産の目録</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)に関する申立ての場合】</p> <p>⑦死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑨被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合, その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑩代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合, そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	被相続人1名につき 800円	82円×20 52円×8 10円×20
第1	91項	相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	申立ての段階では, 特になし	申述人1名につき 800円	82円×5 10円×5

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	92項	相続の限定承認の申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	被相続人1名につき 800円	82円×(相続人数×4) 10円×(相続人数×2)
第1	93項	鑑定人の選任	相続が開始した地(法201 I)	被相続人1名につき 800円	82円×5 10円×5

※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。

【共通】

- ①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ②被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ③申述人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)
- ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑤被相続人の財産目録

【申述人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】

- ⑥死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

【申述人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】

- ⑦被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑨死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑩代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

- ①遺留分権利者が申し立てる場合、遺言者の死亡が記載された戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

- ②遺留分権利者が申し立てる場合、申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	95項	相続の放棄の申述の受理	相続が開始した地 (法201 I)	<p>※同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件や相続放棄申述受理事件が先行している場合、同事件で提出済みのものは不要です。もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①被相続人の住民票除票又は戸籍附票 ②申述人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】</p> <p>③被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④申述人が代襲者(孫, ひ孫等)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が第二順位相続人(直系尊属)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申述人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合(先順位相続人等から提出済みのものは添付不要)】</p> <p>③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥申述人が代襲相続人(おいめい)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	申述人1名につき 800円	82円×5 10円×5

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	96項	相続財産の分離に関する処分	相続が開始した地(法202 I ①)	被相続人1名につき 800円	82円×5 10円×5

※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

【共通】

- ①事件本人(財産分離の対象となる者)の戸籍謄本(全部事項証明書)
- ②債権者が申立人の場合、債権関係を証する資料
- ③受遺者が申立人の場合、遺言書写し(又は遺言書の検認調書謄本の写し)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)
- ④相続財産の目録

【事件本人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要】

- ⑤被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑥事件本人が代襲者(孫, ひ孫等)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

【事件本人が第二順位相続人(直系尊属)の場合)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要】

- ⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑥被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑦死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

【事件本人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要】

- ⑤被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑥被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑦被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
- ⑧事件本人が代襲相続人(おいめい)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手	
第1	99項	相続財産管理人 選任事件(相続人 不存在の場合)	相続が開始した地 (法203 I ①)	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑥代襲者としてのおいめで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦被相続人の住民票除票又は戸籍附票</p> <p>⑧相続財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士, 司法書士の場合は, 原則不要)</p> <p>⑨相続財産の目録</p> <p>⑩財産を証する資料(不動産登記事項証明書(未登記の場合は固定資産評価証明書), 預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し, 残高証明書等)等)</p> <p>⑪利害関係人からの申立ての場合, 利害関係を証する資料(戸籍謄本(全部事項証明書), 金銭消費貸借契約書等)</p>	被相続人1名 につき 800円	82円×10 52円×4 10円×5
第1	99項	相続財産管理人 の権限外行為許 可	相続が開始した地 (法203 I ①)	①権限外行為となる事項の資料(不動産の売却の場合は, 売買契約書案, 不動産の評価に関する資料, 買主の住民票(資格証明書))	被相続人1名 につき 800円	82円×1 (ただし, 審判書謄 本を裁判所で受領 希望の場合は不 要)
第1	99項	相続人搜索の公 告	相続が開始した地 (法203 I ①)	①相続債権者・受遺者に対する請求の申出の官報公告の写し	被相続人1名 につき 800円	82円×1 (ただし, 保管金提 出書の郵送を希望 する場合は, 92円 ×1を追加)
第1	99項	相続財産管理人 に対する報酬付与	相続が開始した地 (法203 I ①)	①相続財産管理人の管理状況報告書, 財産目録, 相続財産に関する資料	被相続人1名 につき 800円	82円×1 (ただし, 審判書謄 本を裁判所で受領 希望の場合は不 要)

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	101項	特別縁故者に対する相続財産分与	相続を開始した地 (法203 I ③)	①申立人の住民票又は戸籍附票	申立人1名につき 800円	500円×4 82円×10 52円×2 20円×4 10円×10
第1	102項	遺言の確認	相続を開始した地 (法209 I) ただし、遺言者の生存中は、遺言者の住所地(法209 II)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。 ①遺言者の戸籍(除籍)謄本(全部事項証明書) ②立会証人の住民票又は戸籍附票 ③遺言書写し ④遺言者生存中の場合、診断書 ⑤立会証人以外が申立人の場合、利害関係を証する書類(親族の場合は戸籍謄本(全部事項証明書)等)	確認の対象となる遺言ごとに 800円	82円×20
第1	103項	遺言書の検認	相続を開始した地 (法209 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。 【共通】 ①遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ③遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ④死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) 【相続人が不在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ④遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑤遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	検認の対象となる遺言書(ただし、封書の場合は封書)1通につき 800円	(関係人数が3名以下の場合) 82円×(関係人数×2) (関係人数が4名以上の場合) 82円×(関係人数+3)

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	104項	遺言執行者選任	相続を開始した地 (法209 I)	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ② 遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票 ③ 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④ 利害関係を証する資料(親族の場合, 戸籍謄本(全部事項証明書)等) 	執行の対象となる遺言書1通につき 800円	82円×10 (ただし, 申立人が遺言執行者候補者の場合は, 82円×5)
第1	105項	遺言執行者に対する報酬付与	相続を開始した地 (法209 I)	<ul style="list-style-type: none"> ① 遺言書により指定された遺言執行者の場合, 遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ② 遺言書により指定された遺言執行者の場合, 申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票 ③ 遺言書により指定された遺言執行者の場合, 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要) ④ 遺言執行報告書, 遺産目録, 遺産に関する資料 	遺言執行者1名につき 800円	82円×1 (ただし, 審判書謄本を裁判所で受領希望の場合は不要)

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	106項 遺言執行者解任	相続を開始した地 (法209 I)	<p>※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。</p> <p>もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>②遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言執行者の住民票又は戸籍附票</p> <p>③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し</p> <p>④利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料</p> <p>⑤解任を必要とすることを証する資料</p> <p>⑥遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑧遺言者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑨死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が不存在の場合、配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑩遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑪遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑫死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑬代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	遺言執行者1名につき 800円	500円×4 82円×(相続人数+5) 52円×2 20円×4 10円×5
第1	107項 遺言執行者辞任許可	相続を開始した地 (法209 I)	<p>①遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言者の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)</p> <p>②遺言書により指定された遺言執行者の場合、申立人(遺言執行者)の住民票又は戸籍附票</p> <p>③遺言書により指定された遺言執行者の場合、遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し(申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は添付不要)</p>	遺言執行者1名につき 800円	82円×5 10円×5

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	108項 (負担付き遺贈の) 遺言の取消し	相続を開始した地 (法209 I)	<p>※申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の記録が保存されている場合(検認から5年間保存)は、戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本及び遺言書写し・遺言書の検認調書謄本写しの添付は不要です。</p> <p>もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①申立人(相続人)の戸籍謄本(全部事項証明書) ②遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し ③催告書写し ④受遺者の住民票又は戸籍附票 ⑤受益者の住民票又は戸籍附票</p> <p>【申立人が配偶者又は第一順位相続人(子及びその代襲者)の場合】</p> <p>⑥被相続人の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦申立人が代襲者(孫, ひ孫等)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申立人が第二順位相続人(直系尊属)の場合】</p> <p>⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧死亡している直系尊属(相続人より下の代の直系尊属に限る(例: 相続人が祖母の場合, 父母))がある場合, その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【申立人が第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】</p> <p>⑥被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑦被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑧被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨申立人が代襲相続人(おいめい)の場合, 被代襲者(本来の相続人)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	負担付き遺贈 ごとに 800円	500円×4 82円×5 52円×2 20円×4 10円×5
第1	110項 遺留分放棄許可	被相続人の住所地 (法216 I ②)	<p>①被相続人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の財産目録</p>	申立人1名につき 800円	82円×8 10円×6

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	122項 氏の変更許可	申立人の住所地(法226①)	<p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②氏の変更の理由を証する資料 【婚氏統称や縁氏統称をした申立人が婚姻前の氏や縁組前の氏に戻ることを求める場合】 父母欄の両親の氏が異なる場合などに、婚姻前(養子縁組前)の申立人の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本 【外国人の配偶者の氏への変更の場合】 外国人の配偶者の住民票 【外国人の配偶者の通称氏への変更の場合】 外国人の配偶者の住民票、申立人がその氏を通称として永年使用している場合は、その使用状況が分かる資料、使用していない場合は、配偶者が通称として永年使用していることが分かる資料、配偶者の使用状況が分かる資料がない場合は、配偶者作成の上申書(通称使用の開始時期(〇〇年〇月頃から「〇〇」の氏を使用している旨)が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の書式で構いません。)</p> <p>③同一戸籍内にある15歳以上の者の同意書(筆頭者の氏が「〇〇」と変更されることにより、自分の氏も「〇〇」と変更されることに同意する旨が記載され、日付、署名、押印のある書類。適宜の書式で構いません。)</p>	申立書ごとに(ただし、外国人である父又は母の氏へ変更する場合は、申立人1名につき)800円	500円×2 82円×8 52円×1 20円×2 (ただし、夫婦連名での申立ての場合は、500円×2、52円×1、20円×2を追加)
第1	122項 名の変更許可	申立人の住所地(法226①)	<p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>②名の変更の理由を証する資料 【通称名を永年使用したことを理由とする場合】 通称名を永年使用していることが分かる資料 【性同一性障害及び通称名を使用したことを理由とする場合】 精神科の医師の診断書、通称名を使用していることが分かる資料</p>	申立人1名につき800円	82円×15
第1	123項 就籍許可	就籍しようとする地(法226②)	<p>①住民登録がされている場合、申立人の住民票</p> <p>②申立人の写真(正面全体、顔正面、顔両側面)4枚程度</p> <p>③申立人が日本国民であることを証する資料</p>	申立人1名につき800円	500円×2 82円×15 52円×1 20円×2 10円×6

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手	
第1	124項	戸籍の訂正許可	訂正すべき戸籍のある地(法226③)	①訂正すべき戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)すべて ②申立人が訂正すべき戸籍に記載されていない場合, 申立人の利害関係を証する資料(申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)等)	戸籍を訂正される者1名につき 800円 (ただし, 戸籍を訂正される者が2名以上でも訂正原因が共通のものは, 800円)	500円×2 82円×8 52円×1 20円×2 (ただし, 夫婦連名での申立ての場合には, 500円×2, 52円×1, 20円×2を追加)
第1	125項	市町村長の処分に対する不服	市役所(区役所)又は町村役場の所在地(法226③)	①事件関係人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②届出の受理・不受理等の証明書	不服の対象である処分ごとに 800円	500円×4 82円×5 52円×2 20円×4 10円×5
第1	126項	性別の取扱いの変更	申立人の住所地(法232 I)	①申立人の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ②所定の事項の記載のある2人以上の医師による診断書	申立人1名につき 800円	500円×2 82円×5 52円×1 20円×1 10円×3
第1	127項	児童の福祉施設収容の承認	児童の住所地(法234)	①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②親権者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③資格証明書(児童相談所の所長の証明) ④施設収容が必要である理由についての資料	児童1名につき 800円	500円×4 82円×20 52円×2 20円×4 10円×5

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手	
第1	130項 (扶養義務者の指定につき84項)	保護者選任, 保護者の順位変更(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20条2項ただし書, 同項4号)(扶養義務者指定を伴う場合を含む)	精神障害者の住所地(法241 I, 保護者選任に伴う扶養義務者の指定につき, 法183)	①事件本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②保護者候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③診断書(申立書の診断欄を利用して結構です。) ④保護者候補者の承諾書 ⑤保護者の順位変更の場合, 順位変更を必要とする資料(本来保護者となるべき者の診断書等)	精神障害者1名につき800円 (選任・順位変更) 800円×2 (選任・扶養義務者指定) 800円×2	(保護者選任) 82円×1 (選任・順位変更) 82円×3 (選任・扶養義務者指定) 500円×2 82円×3 52円×1 20円×2
第1	130項	保護者改任	保護者選任の審判をした家庭裁判所	①事件本人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②保護者候補者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③保護者候補者の承諾書 ④改任を必要とする資料(保護者の診断書等) ⑤保護者が選任された審判書謄本の写し	不要	82円×3
第1	131項	破産法61条1項前段において準用する民法758条2項及び3項による財産の管理者の変更及び共有財産の分割	夫又は妻の住所地(法242①)	※もし, 申立前に入手が不可能な住民票等がある場合は, その住民票等は, 申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②申立人の住民票又は戸籍附票 ③相手方の住民票又は戸籍附票 ④夫婦財産契約登記簿謄本(登記事項証明書) ⑤破産手続開始決定謄本 ⑥財産に関する資料(不動産登記事項証明書等)	申立書ごとに800円	82円×10 10円×5
第1	132項	破産法61条1項後段において準用する民法835条の管理権の喪失(親権者破産)	子の住所地(法242②)	①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②事件本人(親権者)の戸籍謄本(全部事項証明書) ③破産手続開始決定謄本	子1名につき800円 (ただし, 親権者2名の場合は, 1600円)	500円×4 82円×20 52円×2 20円×4 10円×5

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第1	133項	破産法238条2項による(破産管財人による)相続の放棄の承認の申述の受理	相続が開始した地(法242③)	①破産管財人の資格証明書	相続の放棄をした者1名につき 800円	82円×5
第1	134項	遺留分の算定に係る合意の許可(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律8条1項)	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律3Ⅱの旧代表者の住所地(法243Ⅰ)	<p>【共通】</p> <p>①経済産業大臣の作成に係る確認証明書(確認書ではないので注意が必要です。)</p> <p>②合意書面のコピーを推定相続人(申立人並びに被相続人の兄弟姉妹及びおいめいを除く。)の人数分の通数</p> <p>※戸籍は、経済産業省から還付されたもので差し支えありません。</p> <p>③旧代表者の出生時から現在までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>④推定相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑤旧代表者の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合, その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【推定相続人に第二順位相続人(直系尊属)が含まれている場合】</p> <p>⑥推定相続人が父母の場合で, 父母の一方が死亡しているときは, その死亡の記載のある戸籍(又は除籍, 改製原戸籍)の謄本(全部事項証明書)</p> <p>⑦推定相続人が祖父母, 曾祖父母の場合は, 他に死亡している直系尊属(ただし, 推定相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る。)があるときは, その直系尊属(例: 祖母が推定相続人である場合, 祖父と父母)の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p>	許可の対象となる合意ごとに 800円	<p>1072円×(申立人を除く推定相続人数)</p> <p>82円×(推定相続人数×2+5)</p> <p>10円×(推定相続人数)</p> <p>(ただし, 左記の合意書面のコピーが50グラムを超える場合は, 52円×推定相続人数を追加)</p>

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	1項	夫婦同居	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所（法245 I）</p> <p>【審判】 夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所（法150①） 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所（法66 I）</p>	①夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） （上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。）	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
第2	2項	婚姻費用の分担	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所（法245 I）</p> <p>【審判】 夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所（法150③） 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所（法66 I）</p>	①夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） ②申立人の収入関係の資料（源泉徴収票、給料明細、確定申告書等の写し） ③婚姻費用分担金増額・減額の場合、審判書、調停調書又は公正証書の写し （上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。）	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手	
第2	3項	子の監護に関する処分(子の監護者の指定, 面会交流, 養育費, 子の引渡し, その他)	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 子(複数の子についての申立ては, そのうちの1人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法150④) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p>	<p>①未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養育費の請求の場合, 申立人の収入関係の資料(源泉徴収票, 給料明細, 確定申告書等の写し) ③養育費増額・減額の場合, 審判書, 調停調書又は公正証書の写し (上記書類のほか, 相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)</p>	子1名につき 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
第2	4項	財産分与	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 夫又は妻であった者の住所地を管轄する家庭裁判所(法150⑤) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p>	<p>①離婚時の夫婦の戸籍謄本(離婚により夫婦の一方が除籍された記載のあるもの) ②財産目録 ③財産に関する資料(不動産登記事項証明書, 固定資産評価証明書, 預貯金通帳写し(残高証明書でも可), 株式等有価証券写し又は保護預かり証写し等) (上記書類のほか, 相手方人数分の申立書, 財産目録の各写しを提出してください。)</p>	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	7項	離縁後に親権者となるべき者の指定	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 子の住所地を管轄する家庭裁判所(法167) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p>	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方人数分の申立書の写しを提出してください。)</p>	<p>養子1名につき 1200円</p>	<p>82円×10 10円×10 2円×10 1円×10</p>
第2	8項	親権者変更, 親権者指定	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 子(複数の子についての申立ては、そのうちの1人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法167) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p>	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③未成年者の戸籍謄本(全部事項証明書) ④親権者行方不明による審判申立ての場合は、相手方の戸籍附票 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)</p>	<p>子1名につき 1200円</p>	<p>(審判) 500円×4(2) 82円×10 52円×2(1) 20円×4(2) 10円×5 (親権者死亡・行方不明の場合は、 ()の枚数)</p> <p>(調停) 82円×10 10円×10 2円×10 1円×10</p>

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	9項 10項	扶養	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 相手方(数人に対する申立ては、そのうちの1人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法182 III) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p>	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。</p> <p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③扶養義務者が他の扶養義務者を相手方とする場合、扶養権利者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)</p>	扶養権利者1名につき 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	11項	祭祀に関する権利の承継者の指定	<p>※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。</p> <p>【共通】</p> <p>①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ④相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書) ⑤被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑥祭祀財産の目録 ⑦財産に関する証明書(不動産登記事項証明書, 墓地の使用権の証明書等)</p> <p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法190 I) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p> <p>【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】 ⑧死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合, 父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】 ⑧被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑨被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑩死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書) ⑪代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍, 改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)</p> <p>(上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)</p>	申立書ごとに 1200円	80円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別		事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
第2	15項	請求すべき按分割合(離婚時年金分割の割合)	<p>【調停】 相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p> <p>【審判】 申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所(法233 I) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)</p>	<p>①年金分割のための情報通知書(離婚日が記載されたもの、申立書には別紙として年金分割のための情報通知書の写しを添付してください。) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書(別紙を含む)の写しを提出してください。)</p>	<p>情報通知書1通につき 1200円 (審判申立ての場合、確定証明書交付申請用に150円を追加)</p>	<p>(審判) 500円×4 82円×8 52円×2 20円×4 10円×10</p> <p>(調停) 82円×10 10円×10 2円×10 1円×10</p>
一般調停		夫婦関係円満調整	<p>相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p>	<p>①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)</p>	<p>申立書ごとに 1200円</p>	<p>82円×10 10円×10 2円×10 1円×10</p>
一般調停		離婚	<p>相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)</p>	<p>①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、年金分割のための情報通知書(申立書には別紙として年金分割のための情報通知書の写しを添付してください。) (相手方の人数分の申立書(別紙を含む)の写しを提出してください。)</p>	<p>申立書ごとに 1200円 (ただし、1通の申立書に離婚及び離縁の申立てが含まれている場合は、2400円)</p>	<p>82円×10 10円×10 2円×10 1円×10</p>

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
一般調停	内縁関係円満調整	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
一般調停	内縁関係解消	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (年金分割割合についての申立てが含まれている場合は、年金分割のための情報通知書(申立書には別紙として年金分割のための情報通知書の写しを添付してください。)) (相手方の人数分の申立書(別紙を含む)の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
一般調停	婚姻予約(履行請求)	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
一般調停	慰謝料	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
一般調停	離婚後の紛争調整	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
一般調停	親族間の紛争調整	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10 (当事者が5名を超える場合は、1名増えるごとに82円×1、10円×1を追加)
一般調停	離縁	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③養子が未成年の場合、離縁後に親権者となる者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円 (ただし、1通の申立書に離婚及び離縁の申立てが含まれている場合は、2400円)	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10 (当事者が5名を超える場合は、1名増えるごとに82円×1、10円×1を追加)
一般調停	特有財産の返還、引渡し	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	申立ての段階では、特になし (相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
一般調停	遺産に関する紛争調整	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ④不動産登記事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10 (当事者が5名を超える場合は、1名増えるごとに82円×1、10円×1を追加)
一般調停	遺産分割後の紛争調整	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申立後に追加提出することも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③被相続人の戸籍(又は除籍)謄本(全部事項証明書) ④不動産登記事項証明書 ⑤遺産分割協議書、審判書又は調停調書の写し (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	申立書ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10 (当事者が5名を超える場合は、1名増えるごとに82円×1、10円×1を追加)
277条	婚姻無効	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) ②婚姻届の記載事項証明書 ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	婚姻取消し	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	①夫婦の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	協議離婚無効	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④離婚届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	協議離婚取消し	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	養子縁組無効	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④養子縁組届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	養子縁組取消し	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	協議離縁無効	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①養親の戸籍謄本(全部事項証明書) ②養子の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④養子離縁届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	協議離縁取消し	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	父の確定	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し) ②母及び母の配偶者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③母の前配偶者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	嫡出否認	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ②子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10

種別	事件名	管轄	申立添付書類	収入印紙	郵便切手
277条	認知	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②相手方の戸籍謄本(全部事項証明書) ③離婚後300日以内に出生した出生届未了の子に関する申立ての場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	認知無効	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②認知者の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) ④認知届の記載事項証明書 (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	認知取消し	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書) ②認知者の戸籍謄本(全部事項証明書) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10
277条	親子関係不存在確認	相手方の住所地を管轄する家庭裁判所 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所 (法245 I)	※もし、申立前に入手が不可能な戸籍がある場合は、その戸籍は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。 ①子の戸籍謄本(全部事項証明書)(出生届未了の場合、子の出生証明書写し及び母の戸籍謄本(全部事項証明書)が必要) ②不存在確認を求める親の戸籍謄本(全部事項証明書) ③利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料(親族の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)等) (上記書類のほか、相手方の人数分の申立書の写しを提出してください。)	確認又は形成の対象となる身分関係ごとに 1200円	82円×10 10円×10 2円×10 1円×10